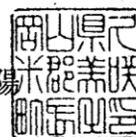


提 案 書

令和6年3月4日

美咲町議会議長 松 島 啓 様

美咲町長 青 野 高 陽



次の議案を提出するから、議会において議決及び意見を経てください。

記

- | | |
|---------|--|
| 議案第 7 号 | 美咲町公共施設等マネジメント基金条例 |
| 議案第 8 号 | 美咲町教育振興基金条例 |
| 議案第 9 号 | 美咲町学校教育施設整備基金条例 |
| 議案第 10号 | 美咲町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 11号 | 美咲町非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 12号 | 美咲町立学校施設使用条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 13号 | 美咲町民間活力利用型若者向け住宅施策条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 14号 | 美咲町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 15号 | 美咲町水道事業給水条例及び美咲町布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 16号 | 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 議案第 17号 | 美咲町企業誘致条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 18号 | 美咲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 19号 | 美咲町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 20号 | 美咲町津山・西川線共同バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 21号 | 美咲町地域振興基金条例等を廃止する条例 |
| 議案第 22号 | 美咲町立柵原児童会館設置及び管理条例を廃止する条例 |

- 議案第 23 号 美咲町教育施設整備基金条例を廃止する条例
- 議案第 24 号 令和5年度美咲町一般会計補正予算(第9号)
- 議案第 25 号 令和5年度美咲町みさきネット事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 26 号 令和5年度美咲町津山・柵原・吉井線共同バス運行事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 27 号 令和5年度美咲町津山・西川線共同バス運行事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 28 号 令和5年度旭川ダム沿線バス運行事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 29 号 令和5年度美咲町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 30 号 令和5年度美咲町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 31 号 令和5年度美咲町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 32 号 令和5年度美咲町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 33 号 令和5年度美咲町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 34 号 令和5年度美咲町柵原公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 35 号 令和5年度美咲町中央公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 36 号 令和5年度用地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 37 号 令和6年度美咲町一般会計当初予算
- 議案第 38 号 令和6年度美咲町みさきネット事業特別会計当初予算
- 議案第 39 号 令和6年度美咲町住宅新築資金等貸付事業特別会計当初予算
- 議案第 40 号 令和6年度津山・柵原・吉井線共同バス運行事業特別会計当初予算
- 議案第 41 号 令和6年度美咲町津山・西川線共同バス運行事業特別会計当初予算
- 議案第 42 号 令和6年度美咲町旭川ダム沿線バス運行事業特別会計当初予算
- 議案第 43 号 令和6年度美咲町国民健康保険事業特別会計当初予算
- 議案第 44 号 令和6年度美咲町介護保険事業特別会計当初予算
- 議案第 45 号 令和6年度久米郡介護認定審査事業特別会計当初予算
- 議案第 46 号 令和6年度国民健康保険診療所事業特別会計当初予算
- 議案第 47 号 令和6年度久米郡障害支援区分認定審査事業特別会計当初予算
- 議案第 48 号 令和6年度美咲町後期高齢者医療特別会計当初予算
- 議案第 49 号 令和6年度美咲町用地取得造成事業特別会計当初予算
- 議案第 50 号 令和6年度美咲町倭文西財産区特別会計当初予算
- 議案第 51 号 令和6年度美咲町水道事業会計当初予算
- 議案第 52 号 令和6年度美咲町下水道事業会計当初予算
- 議案第 53 号 美咲町第三次振興計画の一部改訂について
- 議案第 54 号 津山圏域定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第 55 号 岡山市及び美咲町における連携中枢都市圏に係る連携協約の変更について
- 議案第 56 号 財産の無償譲渡について

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 議案第 57 号 | 美咲町公の施設に係る指定管理者の指定について |
| 議案第 58 号 | 美咲町道路線の認定について |
| 議案第 59 号 | 美咲町道路線の廃止について |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |

議案第7号

美咲町公共施設等マネジメント基金条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町公共施設等マネジメント基金条例

(設置)

第1条 町の公共施設等の保全及び更新、公共施設等マネジメントの推進に伴う集約化・複合化事業及び除却事業に必要な経費の財源に充てるため、美咲町公共施設等マネジメント基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定に定めるもののほか、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定に定めるもののほか、基金から生ずる収益の全部又は一部を予算に計上して積み立てることができる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(美咲町柵原ふれあい鉦山公園管理基金条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 美咲町柵原ふれあい鉦山公園管理基金条例（平成17年美咲町条例第98号）
 - (2) 美咲町農村型リゾート「南和気荘」管理基金条例（平成17年美咲町条例第99号）

提案理由

総合的な公共施設等のマネジメント推進を図るための基金を設置するため、条例を制定するもの。

議案第8号

美咲町教育振興基金条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町教育振興基金条例

(設置)

第1条 美咲町における教育振興に要する費用の財源に充てるため、美咲町教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める額とする。

2 前条の目的に沿う寄附金その他の収入があったときは、一般会計の歳入歳出予算に計上して積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預貯金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定により必要な財源に充ててもなお剰余金があるときは、基金に積み立てる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 第1条に定める目的を達成するための財源に充てるとき。

(2) 経済事情の変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足分を埋めるための財源に充てるとき。

(3) 地方債の繰上償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

教育全般への活用を目的とした基金を設置するため、条例を制定するもの。

議案第9号

美咲町学校教育施設整備基金条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 美咲町における学校教育施設の建設及び整備に要する費用の財源に充てるため、美咲町学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める額とする。

2 前条の目的に沿う寄附金その他の収入があったときは、一般会計の歳入歳出予算に計上して積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預貯金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定により必要な財源に充ててもなお剰余金があるときは、基金に積み立てる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 第1条に定める目的を達成するための財源に充てるとき。

(2) 経済事情の変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足分を埋めるための財源に充てるとき。

(3) 地方債の繰上償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

学校教育施設整備に特化した基金を設置するため、条例を制定するもの。

議案第10号

美咲町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(美咲町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 美咲町職員の育児休業等に関する条例（平成17年美咲町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

(美咲町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 美咲町職員の給与に関する条例（平成17年美咲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(美咲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 美咲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美咲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支

給について準用する。

第23条第1項中「以下この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同項中「、若しくは失職し」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第23条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第25条第2項第1号中「第18条第1項の規定により計算して得た額に1.2を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額」を「前項第1号の規定により計算して得た額」に改め、同項第3号を削る。

第26条第2項中「、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の改正により、会計年度任用職員の勤勉手当について定められたため。

議案第 1 1 号

美咲町非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美咲町非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年美咲町条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「非常勤職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第 2 項ただし書を次のように改める。

ただし、久米郡介護認定審査会及び久米郡障害支援区分認定審査会の委員については 1 日 5, 7 0 0 円とする。

別表第 1（第 2 条関係）中

監査委員	識見を有する者	2 4 0, 0 0 0	
	議会選出委員		7, 4 0 0

」を

監査委員	識見を有する者		1 0, 0 0 0
	議会選出委員		7, 4 0 0

」に改め、

嘱託医	町長において予算で定める額
-----	---------------

」、

保育園医	町長において予算で定める額
保育園歯科医	町長において予算で定める額

」、

被表彰者選考委員会委員		5, 7 0 0
-------------	--	----------

」、

町民憲章推進委員会委員		5, 7 0 0
-------------	--	----------

」、

創生総合戦略有識者会議委員		5, 7 0 0
まちづくり会議委員		5, 7 0 0

」、

「	みらいデザイン検討委員会委員		5,700	」、
	土地利用調整審議会委員		5,700	」、
「	保健福祉総合計画策定委員会委員		5,700	」、
「	予防接種事故調査会委員	町長において予算で定める額		」、
「	在宅医療・介護連携推進協議会委員		5,700	
	地域包括ケア会議委員		5,700	
	地域密着型サービス運営委員会委員		5,700	
	地域包括支援センター運営協議会委員		5,700	
	要保護児童対策地域（虐待防止ネットワーク）協議会委員		5,700	
	老人ホーム入所判定委員会委員	町長において予算で定める額		
	障害者計画等策定委員会委員		5,700	
	地域福祉計画策定委員会委員		5,700	」、
「	個別ケア会議アドバイザー		10,000	」を削り、
「	農業委員会委員選考委員会委員		5,700	
	認定農業者・認定新規就農者認定審査会委員		5,700	
	鳥獣被害対策実施隊員	2,000		
	人・農地プラン検討委員会委員		5,700	」を
「	農業委員会委員選考委員会委員		5,700	
	農業構造政策推進委員会委員		5,700	
	畜産振興協議会委員		5,700	」に、
「	教育振興計画策定委員会委員		5,700	
	子ども・子育て会議委員		5,700	」を
「	子ども・子育て会議委員		5,700	
	教育審議会委員		5,700	」に改め、
「	学校評議員		3,000	
	学校運営協議会委員		3,000	
	いじめの重大事態に係る再調査委員会委員		5,700	

いじめ問題対策連絡協議会委員		5,700
いじめ問題専門委員会委員		5,700
いじめ問題専門委員会臨時委員		5,700
柵原学校給食共同調理場運営委員会委員		5,700
中央学校給食共同調理場運営委員会委員		5,700
柵原学校給食共同調理場監査委員		5,700
中央学校給食共同調理場監査委員		5,700
学校施設等整備に関する委員会委員		5,700
糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会委員		5,700
生活支援・介護予防協議体委員		5,700
生涯学習基本計画策定検討委員会委員		5,700
みさきあいさつ運動推進委員会委員		5,700
生涯スポーツ推進計画策定委員		5,700
部活動地域移行検討委員会委員		5,700
読書バリアフリー計画策定委員会委員		5,700

「みさきスタイルこども応援事業運営委員会委員		5,700
------------------------	--	-------

「町営住宅入居者選考委員会委員		5,700
町有住宅入居者選考委員会委員		5,700
一般廃棄物処理業許可等審査委員会アドバイザー		5,700
環境審議会臨時委員		5,700
環境審議会専門委員		5,700

「地域公共交通会議委員		5,700
公共交通のあり方検討会議委員		5,700

「公募型プロポーザル審査委員会委員		5,700
その他	年額の場合	町長において予算で定める額
	月額の場合	町長において予算で定める額

」、

」を削り、

	日額の場合	5,700
その他の委員等	規則で定める報酬額	

」を
「」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

報酬及び費用弁償の範囲を任用根拠に基づき標記し、監査委員の報酬を活動実態に即した運用に改めるもの。

議案第 1 2 号

美咲町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

美咲町立学校施設使用条例（平成 1 7 年美咲町条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「音楽棟」を「中央中学校音楽棟」に、同条第 4 号中「地域ふれあい室」を「旭学園地域ふれあい室」に改め、同条に次の 2 号を加える。

（5） 柵原学園交流ホール

（6） 柵原学園多目的室

別表（第 5 条関係）を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

区分		使用単位	金額
体育館 1 / 2 面	使用料	1 時間	1 5 3 円（内消費税等 1 4 円）
	照明料	1 時間	1 5 3 円（内消費税等 1 4 円）
運動場	使用料	1 時間	3 0 5 円（内消費税等 2 7 円）
	照明料	1 時間	1 0 2 円（内消費税等 9 円）
中央中学校音楽棟	使用料	1 時間	3 0 5 円（内消費税等 2 7 円）
	照明料	1 時間	1 0 2 円（内消費税等 9 円）
	冷暖房料	1 時間	2 0 4 円（内消費税等 1 8 円）
旭学園地域ふれあい室	使用料	1 時間	3 0 5 円（内消費税等 2 7 円）
	照明料	1 時間	1 0 2 円（内消費税等 9 円）
	冷暖房料	1 時間	2 0 4 円（内消費税等 1 8 円）
柵原学園交流ホール	使用料	1 時間	3 0 5 円（内消費税等 2 7 円）
	照明料	1 時間	1 0 2 円（内消費税等 9 円）

	冷暖房料	1 時間	1 0 2 0 円 (内消費税等 9 2 円)
柵原学園多目的室	使用料	1 時間	3 0 5 円 (内消費税等 2 7 円)
	照明料	1 時間	1 0 2 円 (内消費税等 9 円)
	冷暖房料	1 時間	2 0 4 円 (内消費税等 1 8 円)

備考

- 1 高校生以下については、使用料のみ上記金額の半額とする。
- 2 使用時間数が1時間に満たない場合は1時間とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

美咲町立柵原学園の新設に伴い、使用対象施設を追加するもの。

議案第13号

美咲町民間活力利用型若者向け住宅施策条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町民間活力利用型若者向け住宅施策条例の一部を改正する条例

美咲町民間活力利用型若者向け住宅施策条例（平成17年美咲町条例第145号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(家賃補助金の額)」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(家賃補助金の支給期間等)

第6条 前条に規定する家賃補助金の支給期間は、交付決定した日の翌月から起算し3年間とする。ただし、補助金算定の対象となる月数は入居者が家賃を支払った月とする。

2 年2回（4月から9月期分又は10月から3月期分）の支払決定の基準日において、町徴収金等を滞納しているとき、又は請求書を提出しないときは、該当期分の補助金を支給しないものとする。

3 前項に規定するもののほか、同一の補助対象経費で他の補助金を受給している期間は支給しないものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

改正理由

美咲町結婚新生活支援事業の実施に伴い、既存事業との整合性を図るため。

議案第14号

美咲町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町介護保険条例の一部を改正する条例

美咲町介護保険条例（平成17年美咲町条例第182号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度までの」を「令和6年度から令和8年度までの」に改め、同項第1号中「37,800円」を「34,398円」に改め、同項第2号中「56,700円」を「51,786円」に改め、同項第3号中「56,700円」を「52,164円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 年額 143,640円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 年額 158,760円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 年額 173,880円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 年額 181,440円

第2条第2項から第4項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,546円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中、「21,546円」とあるのは、「36,666円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,546円」とあるのは、「51,786円」と読み替えるものとする。

附則第3項中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美咲町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料率の変更及び保険料の減免規定の変更を行うため。

議案第15号

美咲町水道事業給水条例及び美咲町布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町水道事業給水条例及び美咲町布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

(美咲町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 美咲町水道事業給水条例（平成17年美咲町条例第226号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(美咲町布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第2条 美咲町布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年美咲町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道法による権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管することに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

議案第16号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美咲町監査委員条例の一部改正)

第1条 美咲町監査委員条例（平成17年美咲町条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(美咲町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 美咲町水道事業の設置等に関する条例（令和元年美咲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(美咲町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 美咲町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年美咲町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2」を「第243条の2の7」に、「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

第2条中「第173条」を「第173条の4」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例の改正を行うもの。

議案第17号

美咲町企業誘致条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町企業誘致条例の一部を改正する条例

美咲町企業誘致条例（平成17年美咲町条例第255号）の一部を次のように改正する。

第3条中「それぞれ3年間を限度として、新設企業にあつては」を「立地等に係る固定資産税が賦課された年度以降3年度分を限度とし」に改め、同条ただし書きを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

奨励助成金の開始年度を明確にするため。

議案第18号

美咲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美咲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年美咲町条例第24号）を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「を掲示しなければならない。」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例を改正するもの。

議案第19号

美咲町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

美咲町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年美咲町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

第2条に次の2号を加える。

（7） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（8） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「右欄に掲げる事務」の次に「、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務」を加え、同条第3項中「、法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「、特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「提出」を「提供」に改める。

第5条第2項中「提出」を「提供」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条第1項関係）

機関	事務
1 町長	生活に困窮する外国人に対する生活保護

	法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	美咲町子ども医療費給付に関する条例（平成17年美咲町条例第151号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	美咲町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年美咲町条例第150号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	美咲町心身障害者医療費給付条例（平成17年美咲町条例第161号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	特別支援学級に入級している児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条第1項及び第2項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する法律（以下「医療保険給付関係情報」という。）給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方

	<p>って規則で定めるもの</p>	<p>税関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、被保護者健康管理支援事業の実施(以下「生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金に関する情報(以下「中国残留邦人等支援関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
		<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に</p>

		<p>よる保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 町長	<p>美咲町子ども医療費給付に関する条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項による住民基本台帳等に関する情報（以下「住民情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>美咲町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例による医療費の給付に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>美咲町心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する情報（以下「心身障害者医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

3 町長	美咲町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付費等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護情報であって規則で定めるもの
		住民情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		美咲町子ども医療費給付に関する条例による医療費の給付に関する情報（以下「子ども医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
心身障害者医療費給付関係情報であって規則で定めるもの		
4 町長	美咲町心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
ひとり親家庭等医療費給付関係情報であ		

		って規則で定めるもの
5 町長	家族介護用品の支給に関する事務であって要綱で定めるもの	地方税関係情報であって要綱で定めるもの 住民情報であって要綱で定めるもの
6 町長	家族介護慰労金支給に関する事務であって要綱で定めるもの	地方税関係情報であって要綱で定めるもの 住民情報であって要綱で定めるもの
7 町長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則	地方税関係情報であって規則で定めるもので定めるもの
8 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援又は障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 美咲町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	美咲町就学援助規則	地方税関係情報であって要綱で定めるもの

	(平成24年美咲町規則第23号)の就学援助に関する事務	の生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 教育委員会	特別支援学級に入級している児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務	地方税関係情報であって要綱で定めるもの

別表第3中「第5条」の次に「第1項」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正、及び同法第9条第2項の規定による個人番号の独自利用を行う事務等の追加に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第20号

美咲町津山・西川線共同バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町津山・西川線共同バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

美咲町津山・西川線共同バス運行事業に関する条例（平成29年美咲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表（第5条関係）を次のように改める。

議案第 21 号

美咲町地域振興基金条例等を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町地域振興基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 美咲町地域振興基金条例（平成 17 年美咲町条例第 69 号）
- (2) 美咲町ふるさとづくり基金条例（平成 17 年美咲町条例第 72 号）
- (3) 美咲町人づくり推進基金条例（平成 17 年美咲町条例第 95 号）
- (4) 美咲町通学用自動車購入基金条例（平成 17 年美咲町条例第 85 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

総合的に基金の見直しを行うため、条例を廃止するもの。

議案第 22 号

美咲町立柵原児童会館設置及び管理条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町立柵原児童会館設置及び管理条例を廃止する条例

美咲町立柵原児童会館設置及び管理条例（平成 17 年美咲町条例第 121 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

老朽化に伴い安全性の確保が困難な状態であり、また本施設の当初の目的は達成されたため、廃止するもの。

議案第 23 号

美咲町教育施設整備基金条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 4 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町教育施設整備基金条例を廃止する条例

美咲町教育施設整備基金条例（平成 18 年美咲町条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

総合的に基金の見直しを行うため、条例を廃止するもの。

議案第53号

美咲町第三次振興計画の一部改訂について

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町第三次振興計画の一部改訂について

美咲町議会基本条例(平成24年美咲町条例第25号)第8条第1号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 美咲町第三次振興計画(序論、基本構想) 別冊のとおり

提案理由

計画策定から4年が経過し、計画内容の見直しを行うため。

議案第54号

津山圏域定住自立圏形成協定の変更について

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

津山圏域定住自立圏形成協定の変更について

美咲町議会基本条例(平成24年美咲町条例第25号)第8条第4号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 津山圏域定住自立圏形成協定の変更

提案理由

障害者（児）支援体制の推進及び生涯学習の推進について、事業を新たに追加し、津山市及び美咲町における定住自立圏に係る形成協定の変更を行うもの。

旧協定		新協定	
別表第1の(2)の表中		別表第1の(2)の表中	
障害者(児)支援体制の推進	取組内容	障害者(児)が身近な地域において安心して暮らすことのできる社会づくりの推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、支援体制の構築に連携して取り組む。	障害者(児)が身近な地域において安心して暮らすことのできる社会づくりの推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、支援体制の構築に連携して取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、障害者(児)支援に関する地域生活支援拠点、障害者基幹相談支援センター及び障害者虐待防止センターを整備し、また、手話奉仕員養成講座を実施し、支援体制の構築に連携して取り組む。	乙と連携し、障害者(児)支援に関する地域生活支援拠点、障害者基幹相談支援センター及び障害者虐待防止センターを整備し、また、児童発達支援センター機能強化事業や手話奉仕員養成講座を実施し、支援体制の構築に連携して取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、障害者(児)支援に関する支援体制の構築に連携して取り組む。	甲と連携し、障害者(児)支援に関する支援体制の構築に連携して取り組む。
別表第1の(8)の表中		別表第1の(8)の表中	
生涯学習の推進	取組内容	圏域における生涯学習基盤の強化、地域教育力の向上を図るため、図書館の相互利用事業、図書館職員との共同研修等を行う。	圏域における生涯学習基盤の強化、地域教育力の向上を図るため、図書館の相互利用事業、電子書籍貸出サービス事業、図書館職員の合同研修等を行う。
	甲の役割	乙と連携し、図書館の相互利用事業、図書館職員との共同研修等を行う。	乙と連携し、図書館の相互利用事業、電子書籍貸出サービス事業、図書館職員の合同研修等を行う。
	乙の役割	甲と連携し、図書館の相互利用事業、図書館職員との共同研修等を行う。	甲と連携し、図書館の相互利用事業、電子書籍貸出サービス事業、図書館職員の合同研修等を行う。

議案第55号

岡山市及び美咲町における連携中枢都市圏に係る連携協約の変更について

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

岡山市及び美咲町における連携中枢都市圏に係る連携協約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 連携中枢都市圏に係る連携協約の変更

提案理由

福祉サービスの向上及び地域生活機能の強化の事業を新たに追加するため、岡山市及び美咲町における連携中枢都市圏に係る連携協約の変更を行うもの。

連携中枢都市圏に係る連携協約の変更 新旧対照表

旧協約	新協約						
<p>別表（第3条関係）</p> <p>Ⅲ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上</p> <p>追加</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>Ⅲ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上</p> <p>福祉サービスの向上</p> <table border="1" data-bbox="391 141 783 1108"> <tr> <td data-bbox="391 913 587 1108">取組内容</td> <td data-bbox="391 141 587 913">誰もが暮らしやすい圏域づくりに向け、子育て環境の充実や高齢社会に対応した福祉サービスの充実に取り組む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 913 683 1108">甲の役割</td> <td data-bbox="587 141 683 913">乙と協力し、福祉サービスの向上に取り組む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 913 783 1108">乙の役割</td> <td data-bbox="683 141 783 913">甲と協力し、福祉サービスの向上に取り組む。</td> </tr> </table>	取組内容	誰もが暮らしやすい圏域づくりに向け、子育て環境の充実や高齢社会に対応した福祉サービスの充実に取り組む。	甲の役割	乙と協力し、福祉サービスの向上に取り組む。	乙の役割	甲と協力し、福祉サービスの向上に取り組む。
取組内容	誰もが暮らしやすい圏域づくりに向け、子育て環境の充実や高齢社会に対応した福祉サービスの充実に取り組む。						
甲の役割	乙と協力し、福祉サービスの向上に取り組む。						
乙の役割	甲と協力し、福祉サービスの向上に取り組む。						
<p>追加</p>	<p>地域生活機能の強化</p> <table border="1" data-bbox="831 141 1173 1108"> <tr> <td data-bbox="831 913 978 1108">取組内容</td> <td data-bbox="831 141 978 913">圏域内の集落機能の強化に向け、各地域における課題解決に取り組む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="978 913 1074 1108">甲の役割</td> <td data-bbox="978 141 1074 913">乙と協力し、地域生活機能の強化に取り組む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1074 913 1173 1108">乙の役割</td> <td data-bbox="1074 141 1173 913">甲と協力し、地域生活機能の強化に取り組む。</td> </tr> </table>	取組内容	圏域内の集落機能の強化に向け、各地域における課題解決に取り組む。	甲の役割	乙と協力し、地域生活機能の強化に取り組む。	乙の役割	甲と協力し、地域生活機能の強化に取り組む。
取組内容	圏域内の集落機能の強化に向け、各地域における課題解決に取り組む。						
甲の役割	乙と協力し、地域生活機能の強化に取り組む。						
乙の役割	甲と協力し、地域生活機能の強化に取り組む。						

議案第56号

財産の無償譲渡について

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定より、議会の議決を求める。

1 無償譲渡する財産

(1) 建物

建物の名称	美咲町境そばの館
所在地	美咲町境1371番地
構造	木造
延床面積	95.86㎡

(2) 建物に附帯する設備一式

2 無償譲渡する相手方

美咲町境2171番地3
境自治会
自治会長 大天 康精

提案理由

地域住民の公益的な活動を行う場として無償譲渡し、地域活性化及びコミュニティ活動の充実に資するため。

議案第57号

美咲町公の施設に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び、美咲町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年美咲町条例第7号）第4条の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

公の施設41か所について、指定管理者を指定するため。

【別紙】

No.	施設の名称	指定管理者の名称	指定期間
1	ふれあい亀太郎ロビー	NPO法人亀の街づくりセンター	令和6年4月1日～令和7年3月31日
2	ふれあいとほほえみの緑花公園	株式会社 美咲物産	令和6年4月1日～令和9年3月31日
3	ふれあいセンター	社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会	令和6年4月1日～令和7年3月31日
4	デイサービスセンターかしのき荘	社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会	令和6年4月1日～令和7年3月31日
5	福祉の里 あさひが丘	社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会	令和6年4月1日～令和7年3月31日
6	越尾老人憩いの家	越尾自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
7	小原老人憩いの家	小原自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
8	打穴中老人憩いの家	打穴中自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
9	錦織老人憩いの家	錦織西自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
10	打穴老人憩いの家	打穴地区自治会長会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
11	大井和老人憩いの家	大井和地区自治会長協議会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
12	向原ふれあいプラザ	後畝・中好団地	令和6年4月1日～令和9年3月31日
13	藤原老人憩いの家	藤原自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
14	亀甲地域活性化センター	NPO法人亀の街づくりセンター	令和6年4月1日～令和7年3月31日
15	美咲町物産センター	美咲町物産センター生産者組合	令和6年4月1日～令和7年3月31日
16	美咲町林業センター	久米郡森林組合	令和6年4月1日～令和9年3月31日
17	黄福広場(食堂かめっち・石窯工房・特産物販売所・休憩所あいのす)	株式会社 美咲物産	令和6年4月1日～令和9年3月31日
18	柵原ふれあい鉱山公園・鉱山資料館・旧片上鉄道吉ヶ原駅舎・黄福柵原駅舎	株式会社 美咲物産	令和6年4月1日～令和9年3月31日
19	美咲町倭文西米粉パン工房	倭文西まちづくり協議会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
20	美咲町三保ライスセンター	晴れの国岡山農業協同組合	令和6年4月1日～令和7年3月31日
21	農村型リゾート「南和気荘」	一般社団法人 南和気地域活性化推進協議会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
22	みち停あさひ	晴れの国岡山農業協同組合	令和6年4月1日～令和9年3月31日
23	美咲町旭特産物加工場「さくら工房」	JA晴れの国岡山女性部会加工グループ旭特産物加工場さくら工房	令和6年4月1日～令和9年3月31日
24	美咲町三休公園民話館・民話村	企業組合 旭さくら会	令和6年4月1日～令和9年3月31日

No.	施設の名称	指定管理者の名称	指定期間
25	中央かめっち。グラウンドゴルフ場	美咲町グラウンドゴルフ協会中央会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
26	美咲町北和気芝グラウンド・北和気体育館	特定非営利活動法人 美咲ももたろうクラブ	令和6年4月1日～令和7年3月31日
27	美咲町柵原テニス場	特定非営利活動法人 美咲ももたろうクラブ	令和6年4月1日～令和7年3月31日
28	美咲町柵原エイコンパーク	株式会社ワン・ステップ	令和6年4月1日～令和9年3月31日
29	美咲町北和気郷土資料館	北和気コミュニティ推進協議会	令和6年4月1日～令和7年3月31日
30	片上鉄道沿線交流センター「月の輪プラザ」	特定非営利活動法人 美咲ももたろうクラブ	令和6年4月1日～令和7年3月31日
31	北コミュニティセンター	北自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
32	西川コミュニティセンター	西川コミュニティセンター	令和6年4月1日～令和9年3月31日
33	清水コミュニティセンター	清水自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
34	埴和コミュニティセンター	埴和自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
35	江与味コミュニティセンター	江与味自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
36	北和気コミュニティセンター	北和気コミュニティ推進協議会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
37	南和気コミュニティセンター	南和気コミュニティ協議会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
38	吉岡コミュニティセンター	吉岡コミュニティ推進協議会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
39	飯岡コミュニティセンター	飯岡地区コミュニティ推進協議会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
40	柵原本庁コミュニティセンター	小瀬自治会	令和6年4月1日～令和9年3月31日
41	美咲町西川診療所	社会医療法人 緑社会	令和6年4月1日～令和7年3月31日

議案第58号

美咲町道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定によって、美咲町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由

県道移管に伴い、町道路線に認定するため。

新規認定するもの

整理 番号	路 線 名	起	点	重 要 な 経 過 地	摘 要
		終	点		
624	日 浦 金 堀 線	大戸上			L= 1640.8 m W= 2.5~15.1 m
		800番 8 地先から 金堀 668番 1 地先まで			



議案第59号

美咲町道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

美咲町道路線の廃止について

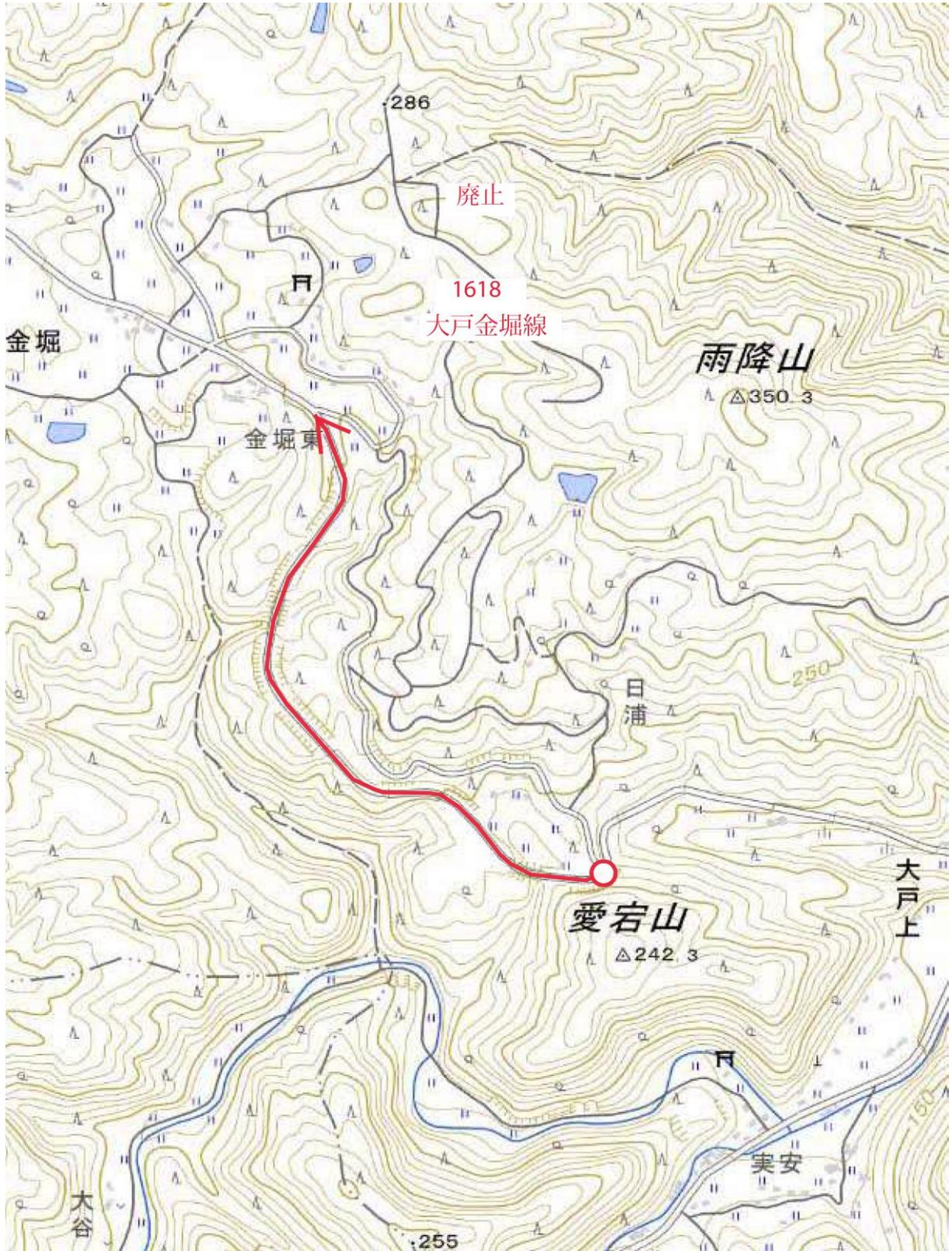
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、美咲町道路線を別紙のとおり廃止する。

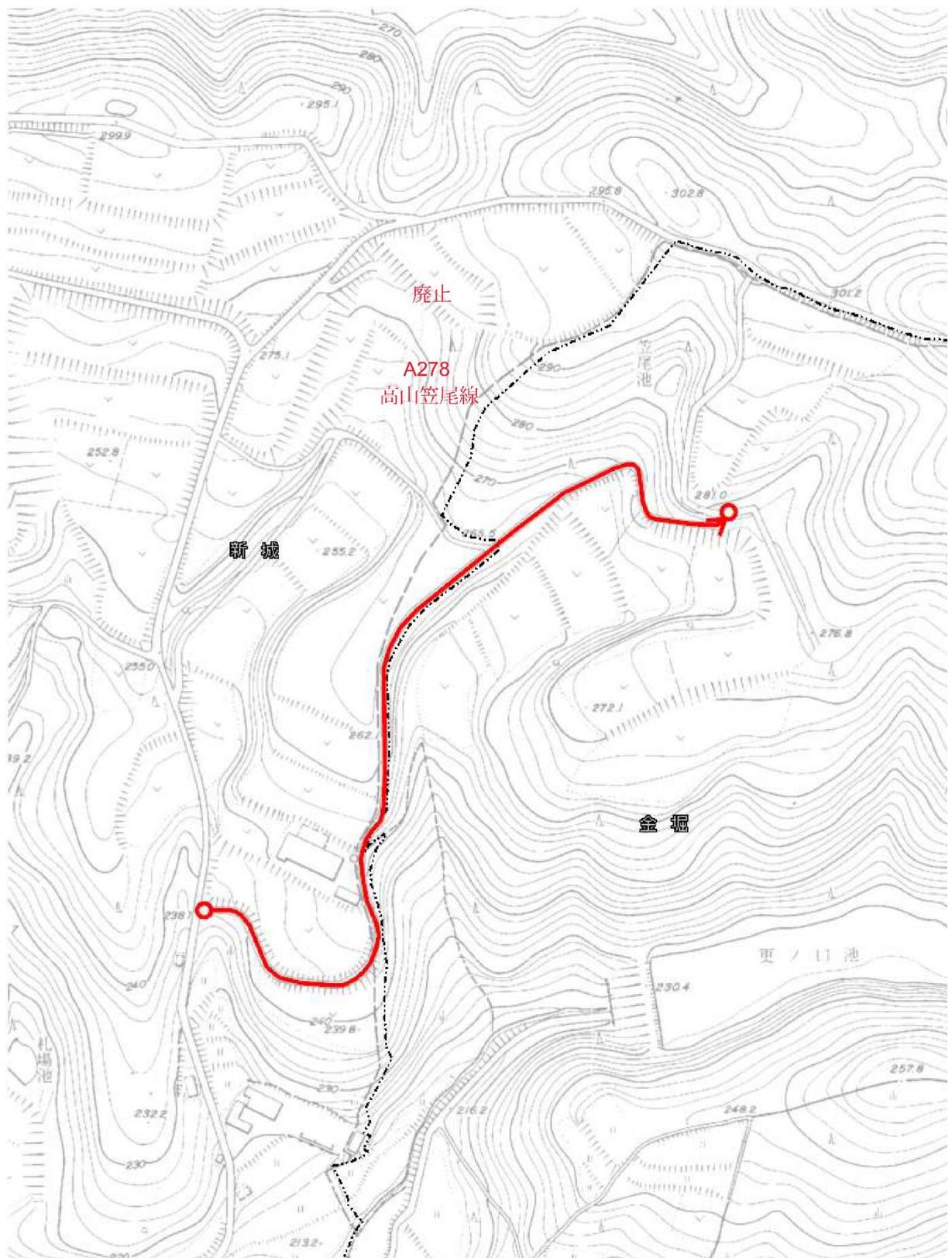
提案理由

県道移管及び農道に用途変更するため、町道路線を廃止するもの。

廃止するもの

整理 番号	路 線 名	起	点	重 要 な 経 過 地	摘 要
		終	点		
1618	大 戸 金 堀 線	大戸上			L= 1420.2 m W= 7.0~15.0 m
		800番 1 地先から 金堀			
A278	高 山 笠 尾 線	新城			L= 524.8 m W= 2.7 m
		619番 4 地先から 金堀			





諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上記の諮問を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 美咲町東堺和1052番4地

氏 名 片山一生
昭和30年2月28日生

提案理由

令和6年6月30日をもって、委員任期が満了となるため。

履 歴 書

住 所 美咲町東垺和1052番4地

氏 名 かた やま かず お
片 山 一 生

生 年 月 日 昭和30年2月28日

学 歴

昭和53年 3月 高知大学教育学部小学校教員養成課程卒業

経 歴

平成28年 岡山県青少年相談員
平成30年 7月 美咲町人権擁護委員
現在に至る

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上記の諮問を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 美咲町西川959番地9

氏 名 河本直子
昭和27年8月17日生

提案理由

令和6年6月30日をもって、委員任期が満了となるため。

履 歴 書

住 所 美咲町西川 9 5 9 番地 9

氏 名 こう河 もと本 なお直 こ子

生 年 月 日 昭和 2 7 年 8 月 1 7 日

学 歴

昭和 4 6 年 3 月 椋山女学園高等学校卒業

経 歴

昭和 4 9 年 7 月 西川タクシー株式会社勤務
平成 3 0 年 7 月 美咲町人権擁護委員
現在に至る

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上記の諮問を提出する。

令和6年3月4日

美咲町長 青野高陽

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 美咲町和田北250番地

氏 名 大倉豊美
昭和28年11月27日生

提案理由

令和6年6月30日をもって、委員任期が満了となるため。

履 歴 書

住 所 美咲町和田北250番地

氏 名 おお くら とよ み
大 倉 豊 美

生 年 月 日 昭和28年11月27日

学 歴

昭和45年 3月 岡山県立専修職業訓練校卒業

経 歴

令和 3年 7月 美咲町人権擁護委員
現在に至る